

発行 青森県金木町役場 編集 企画室

サイレンについて

役場では正午に一回サイレンを鳴らしています。今まではラジオの時報に合わせて手でスイッチを入れていましたから、ほとんどくるいがありました。この四月からタイムスイッチに切りかえましたので、正確な時刻から多少のずれがでる場合もありますのでおおくみおき下さい。

四十四年度予算決まる

一般会計

三億五千八百余万円

金木町の昭和四十四年度一般会計の予算が決まりました。予算総額は三億五千八百二十八万七千円で、前年度当初にくらべ十九%、五千七百三十一万六千円の増となっています。

歳出予算の主なものはつぎのとおりです。

- 役場庁舎建築費(二年度支払分) 六千二百九十六万五千円
- 体力づくり推進費 十七万七千円
- 農林業センサス調査費 三十二万九千円
- 公立金木病舎 年次分) 二百五十万
- 衛生処理組合負担金 三百六十六万七千円
- 衛生費 伝染病予防費 百七十五万七千円
- 西北五
- 衛生費 伝染病予防費 百七十五万七千円
- 西北五
- 衛生費 伝染病予防費 百七十五万七千円
- 西北五
- 衛生費 伝染病予防費 百七十五万七千円
- 西北五

改善事業費 四千三百四十四万五千円(嘉瀬農協りんご貯蔵庫新設一千二百十五万円 川倉土改区ほ場整備 三千四十七万二千円ほか)

商工費 商工会補助 八十万円 信用保証協会出資金 三百万円 観光行事費 九十万円(桜まつり行事委託料 五十万円ほか)

土木費 道路維持費 二百五十五万七千円(砂利運搬代金 百八十万円ほか) 道路新設改良費 七百二十三万八千円(コンクリート側溝整備費 百七十五万円 コンクリート護岸工事費 八十八万五千円、新富町舗装工事費 六十八万三千円、県単道路事業負担金 三百六十万円ほか) 第一種住宅建設費 八百九十万円 第二種住宅建設費 一千二百四十八万円

消防費 第九分団備付小型動力ポンプ 購入費 四十万円 貯水槽新設費 六十万円

教育費 学用品補助 百十四万四千円 修学旅行費

〔昭和44年度一般会計予算〕

〔歳入〕		(単位千円)			
款	本年度予算額	構成比	前年度予算額	比較	
1. 町税	70,632	19.7	65,192	5,440	
2. 自動車取得税	3,537	1.0	0	3,537	
3. 地方交通安全交付金	155,700	43.4	118,000	37,700	
4. 特別交付金	116		0	116	
5. 使用料	4,306	1.2	3,591	715	
6. 庫支	6,042	1.7	6,254	△212	
7. 国庫支出	61,877	17.3	47,459	14,418	
8. 県支	13,858	3.9	6,810	7,048	
9. 財産収入	1,413	0.4	839	574	
10. 寄附	0		80	△80	
11. 繰越	3,783	1.0	0	3,783	
12. 諸町	8,523	2.4	4,646	3,877	
13. 計	28,500	8.0	48,100	△19,600	
計	358,287	100	300,971	57,316	

〔歳出〕		(単位千円)			
款	本年度予算額	構成比	前年度予算額	比較	
1. 議会費	10,951	3.1	10,802	149	
2. 総務費	125,124	34.9	107,378	17,746	
3. 民生費	28,925	8.1	25,480	3,445	
4. 労働衛生費	6,701	1.9	4,064	2,637	
5. 農林業費	70		35	35	
6. 水産業費	57,726	16.1	35,554	22,172	
7. 商工費	6,242	1.7	8,397	△2,155	
8. 土木費	47,297	13.2	45,649	1,648	
9. 消防費	8,493	2.4	7,936	557	
10. 教育費	40,000	11.2	31,141	8,859	
11. 災害復旧費	1,684	0.5	0	1,684	
12. 公債支出	19,554	5.4	20,145	△591	
13. 諸支	3,842	1.1	4,060	△218	
14. 予備費	1,678	0.4	330	1,348	
計	358,287	100	300,971	57,316	

鶏ふん施用展示ほの設置 19人で1.9ヘクタール

金木町農業委員会と金木地区農業改良普及所では「鶏ふん施用試験展示ほ」の設置を進めることになり、四月七日、希望者を集め、打合せを行いました。

「鶏ふん施用試験展示ほ」を設置するのは、近年稲ワラの焼却による悪化して行く傾向にある農地の土質を改善し、あわせて町内で生産される大量の鶏ふんの活用をはかるため、試験の結果が期待されています。

今年試験展示ほを設置はする方々は次のとおりです。

- 水稲** 吉田与七郎(沢部) 田清太(喜良市) 原田秀雄(中柏木) 成田善蔵(鳴海等) 小山内嘉一郎(工藤多一郎) 山中治雄(浜田俊蔵) 原田清光(以上嘉瀬)
 - 畑作** 中村兼次郎(大東ヶ丘) 川瀬徳治(大東ヶ丘) 中谷福一(川倉) 吉崎金作(喜良市)
 - りんご** 原田懐(中柏木) 原田藤衛(中柏木) 葛西武一(大東ヶ丘) 山中正律(嘉瀬)
 - 牧草** 山中正律(嘉瀬)
- なお、試験展示ほの面積はそれぞれ十アールずつです。

第50回定例町議会

議員報酬の 引上げを返上

教育委員なども決める

三月二十日招集された第五十回定例町議会は、昭和四十四年度予算など十三議案を可決し、二十六日閉会しました。

可決された主な議案は昭和四十四年度町下回り、町長十一万円、助役九万円、収入役八万円、固定資産評価員六万円と決まりました。

また、教育委員には泉谷権太郎氏(川倉)と長内誠治氏(小川町)が選ばれました。

特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例は、災害救助法が適用された災害及び青森県が法外援助を要すると認められた災害等により被害を受けた人の町税減免の方法を決めた条例で、昭和四十四年度から適用されることになりました。

三月二十日招集された第五十回定例町議会は、昭和四十四年度予算など十三議案を可決し、二十六日閉会しました。

可決された主な議案は昭和四十四年度町下回り、町長十一万円、助役九万円、収入役八万円、固定資産評価員六万円と決まりました。

また、教育委員には泉谷権太郎氏(川倉)と長内誠治氏(小川町)が選ばれました。

特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例は、災害救助法が適用された災害及び青森県が法外援助を要すると認められた災害等により被害を受けた人の町税減免の方法を決めた条例で、昭和四十四年度から適用されることになりました。

議員報酬については、報酬審議会の答申に基づき、議長二万三千元から二万五千元に、副議長二万一千円から二万四千元に、議員二万円から二万三千元に、それぞれ引上げる案が出されましたが、沢田議員らから「町の財政事情と町職員の給与水準が低いことなどから考えて、議員報酬は現行のままとし、引上げ返上により浮く財源を職員の待遇改善などに活用してもらいたい」という提案があり、満場一致で可決されました。

三役などの給与については、報酬審議会の答申よりそれぞれ五千円下回り、町長十一万円、助役九万円、収入役八万円、固定資産評価員六万円と決まりました。

また、教育委員には泉谷権太郎氏(川倉)と長内誠治氏(小川町)が選ばれました。

特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例は、災害救助法が適用された災害及び青森県が法外援助を要すると認められた災害等により被害を受けた人の町税減免の方法を決めた条例で、昭和四十四年度から適用されることになりました。

申告が まちがっていたときは

所得税の確定申告をしたあとで所得や税額の計算をまちがえ税金を少なく納めていたような場合は修正申告で訂正することができます。

修正申告は税務署から更正の通知があるまではいつでもすることができますが、なるべく早く申告した方が有利です。

反対にまちがえて税金を納め過ぎていたような場合には、申告期限から二月以内「更正の請求」をして正しい税額にお返し、納め過ぎの税金を還付してもらうことができます。

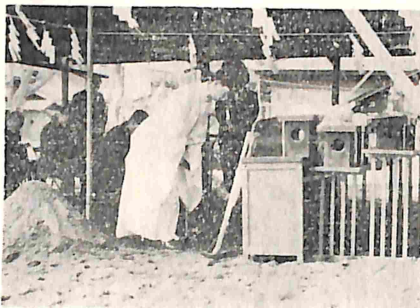
(五所川原税務署)

地鎮祭を行なう

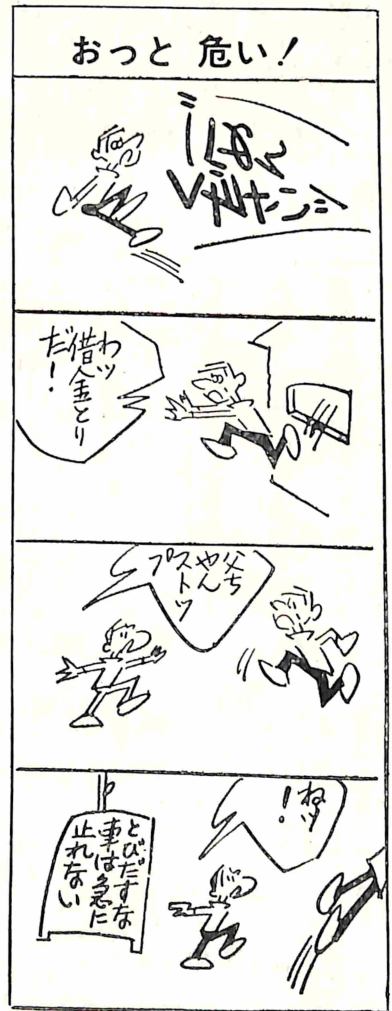
―役場庁舎の新築―

総事業費およそ一億四千二百万円の新築される役場庁舎の工事の安全と成功を祈願するため、三月二十七日現場で関係者二十人が集まり地鎮祭を行ないました。

工事は、すでにパイルの打込みを終わり、地下室の基礎工事に入



【地鎮祭】



【庁舎の工事】



つています。

庁舎の完成は十一月の予定で、十二月からは新庁舎で執務できる見通しです。

なお、工事期間中、町民の皆さまには何かと迷惑をかけることと思いますが、事情ご了承のうえご協力下さるようお願い申し上げます。

自衛官の募集

- ▽資格 十八歳以上二十三歳未満の日本国籍を有する者で、中学校卒業程度の学力のある者
 - ▽給与 衣食住支給で初任給一万七千円のほか、各種手当と年三回の賞与を支給。(衣食住を給与に換算すれば、実質初任給は三万四千円くらいになります)
 - ▽募集の時期 年間を通していつでも募集を行なっています。
 - ▽その他 入隊後、定時制高校や大学の通信教育を受けることができ、また、各自の適性に応じ航空機関士、測量士、自動車の免許等各種の国家資格をとる機会があります。
- なお、自衛隊の募集の事務に関しては、役場の総務課で担当しています。

(総務課)

桜まつりの行事決まる

消防観閲式は五月三日

☆四月二十八日(月)
 ☆四月二十九日(火)
 ☆五月三日(土)
 ☆五月四日(日)
 ☆五月五日(月)

芦野公園の桜まつりは四月二十八日から五月五日まで開かれ、期間中の行事を決めました。例年最も入目の多い消防観閲式は連休第一日の五月三日に決まり、四日は葵ひろ子ショーと花火大会、最終日の五日はモトクロス大会が予定され盛況が予想されています。



【芦野公園―登仙岬】

馬力大会(十時、公園馬場) 獅子舞・荒馬・登山ばやし大会(一時、演芸場) 慰霊前夜祭(午後七時、招魂堂) エレキ大会(一時、演芸場) ☆五月一日(木) 慰霊大祭(十一時、招魂堂) 町内芸能発表大会(演芸場) 婦人会奴踊行進(十時、町内) 公園(十二時、金中相撲場) ☆五月二日(金) コスチュームショー(一時、金中) 職業人スポーツ大会(九時、グラウンド)

行政協力委員決まる
 昭和四十四年度の行政協力委員は各町内から推せんのであつた次の方々をお願いすることになりましたのでよろしくご協力のほどお願いします。

- 金 木
 松江正太郎(本町) 長尾忠造(栄町) 田中敬治(田町) 白川義男(南本町) 中村広(上山道) 竹内武夫(中山道) 山田逸太郎(下山道) 田中光雄(美晴町) 対馬兼正(昭和町) 石戸谷秀雄(神明町一区) 新岡千代志(神明町二区) 柳引政雄(朝日町一区) 田中勝雄(朝日町二区) 小林長一(北新町) 田村新造(小川町一区) 池田喜貞(小川町二区) 津島千代雄(米町) 津島新五左衛門(川端町) 楠美留三郎(寺町) 藤田健蔵(菅野町) 伊藤久雄(浦町) 沢田昭一(新富町) 白川春三(若松町一区) 中西政太郎(若松町二区) 松尾竹次郎(若松町三区) 竹内義道(見崎町) 角田正雄(三軒町) 津島喜之(上沢部) 白川幸雄(下沢部) 田中進(旭ヶ丘団地) 増田安雄(大東ヶ丘) 田中重正(上蔭田) 白川理一(下蔭田) 三上平次郎(神原) 小山内市男(上藤枝)
- 嘉 瀬
 木立久二(雲雀野団地) 鳴海忠吾(東町) 中谷秀五郎(上小栗崎) 神島忠雄(中小栗崎) 伊藤征雄(下小栗崎) 工藤陸正(上派立) 松江三郎(中派立) 鎌田善七(下派立) 鎌田定雄(上新町) 須崎繁義(下新町) 山中哲男(上昭和町) 沢田兼八(下昭和町) 原田堅蔵(本町) 山中秀雄(冷水) 出町有造(車町) 土岐安五郎(畑中) 小山内男治(後町) 木下無市(上古町) 鳴海彦一(下古町) 鎌田福辰(新誠町) 木村治利(新堤町) 沢田繁市(上鍛冶町) 木村治一郎(下鍛冶町) 成田留吉(上中柏木) 成田栄作(下中柏木)
- 喜良市
 工藤義光(更生部落) 元石繁正(西岩見町) 中川吉治(東岩見町) 桑田清三郎(林町) 棟方武四郎(野崎) 西村安次郎(北本町) 伊丸岡政美(下派立) 大橋藤太郎(上派立) 古川哲雄(南本町) 泉谷敏雄(上柏木) 古川嘉之助(下柏木) 今徳盛(下町) 伊丸岡秀雄(川端町) 斎藤利雄(双葉町)

戦時加算で恩給資格のある旧軍人の方へ
 恩給法の一部改正により、旧軍人の戦時加算が三十七年十月一日より認められるようになっていきます。戦時加算というものは、軍人として戦地や事変地などに勤務した場合、実際に勤務した期間に対し、一年について一年ないし三年を割増しすることです。実役年数に加算年を加えた年数が旧軍人で兵、下士官は満十二年以上、准下士官以上は満十三年以上になる方などが該当者となりますが、この加算関係書類の提出は今年九月までとなっています。該当されると思われる方は役場民生課の係までおいで下さい。(民生課)

消防審議会を設置
 会長に 大橋(勇)氏
 三月二十日に招集された第五十回定例町議会で設置が決まった金木町消防審議会は、町長の諮問に応じ、消防の改善発展をはかる目的で、必要な調査および審議を行うための機関で、委員は次の通り決まりました。

▽会長 大橋勇五郎
 △副会長 古川竹夫
 △委員 原田一実・野宮雄造・今久米雄・古川角雄・白川兼五郎・中村健司・木村不二男・伊藤定五郎・白川竹治・山中巖・三上政雄・秋谷清忠・工藤源三郎

交通災害共済がスタート

一人年額
三百六十円
で最高五十万円

交通災害共済というのは、交通事故による災害を受けた人を救済するために、県内四十三(昭和四十四年四月一日現在)の市町村で組織している共済制度で、金木町も加入しており、四月一日から町民の加入申込みを付けておりま

す。この制度の概略についてお知らせします。
一、この共済で支払う事故の範囲……自動車、モーターバイク、自転車、荷車などに乗って衝突したり、転落したりした事故、また、歩いていて、これらの車場にはねられたり、ひかれたりした事故です。ただし、電車、汽車、

飛行機、船などによる事故は含まれません。

二、会費(掛け金)は……一人につき年額三百六十円です。

三、共済期間は……加入した時から一年間です。

四、支払う見舞金は……①死亡したとき五十万円②けがをして医師の治療を受けたときは、治療期間六カ月以上十万円、三カ月以上六カ月未満五万円、一カ月以上三カ月未満三万円、一週間以上一カ月未満二万円、一週間未満二万円と決まっています。

五、事故が起ったときは……役場の町民課で見舞金請求の手続きをして下さい。見舞金請求には、

① 死亡したとき五十万円②けがをして医師の治療を受けたときは、治療期間六カ月以上十万円、三カ月以上六カ月未満五万円、一カ月以上三カ月未満三万円、一週間以上一カ月未満二万円、一週間未満二万円と決まっています。

妊婦に対するミルクの支給について

昭和44年4月1日より妊婦に対し下記要領によりミルクを支給することになりましたのでお知らせ致します。

記
対象者 現に金木町に居住しミルクの支給を希望する妊婦。
支給手続 医師又は助産婦の発行する妊娠届により町民課から母子手帳の交付を受けその母子手帳を民生課に提示しミルクの受給券の交付を受ける。
支給期間 届出を受けた日の属する月の翌月の初日から出産する日の属する月の末日までとし5カ月間を限度とする。
支給品目 数量 1日1人牛乳1本(180cc入)とし、牛乳の受給が困難な場合は粉乳に替えることが出来る。
支給先 金木町内の母子栄養食品(牛乳、粉乳)の販売店より受給する。
町負担額 基準価格の2分の1とする(昭和44年度は当分の間1日当り9円)を町負担とする。
※ 腹帯(サラシ)は今まで通り妊娠5カ月以内に届出したものに対し支給します。
(民生課)

着いたらまず
「非常口どこですか」
(旅行心得)



会員登録、交通事故証明書(警察で発行)医師の診断書が必要ですが、事故にあったときは、軽いですがでも、必ず警察に届けるようにしましょう。加入者が無免許や酒

生まれた人
二・三月届出分

- ☆松尾産司 (好二長男) 新富町
- ☆山中久志 (俊治3男) 下昭和町
- ☆伊藤美保 (一輝2女) 下小栗崎
- ☆松川純子 (滝信長女) 雲雀野団地
- ☆嶋海美奈子 (武雪2女) 上古町
- ☆沢田秋義 (則義2男) 上新町
- ☆山中房子 (章義長女) 後町
- ☆原田邦子 (龍蔵長女) 本町
- ☆山中政春 (政勝長男) 後町
- ☆浜田美幸 (俊蔵長女) 下昭和町
- ☆成田奈津子 (善彦長女) 畑中町
- ☆藤引まゆみ (始 3女) 下昭和町
- ☆今 正樹 (正則2男) 下町
- ☆芳村智美 (智市長女) 双葉町
- ☆陳方琴一 (与後一2男) 野崎
- ☆桑田 巧 (昇長男) 西岩見町
- ☆今 享 (武光長男) 上柏木町
- ☆工藤恵里子 (正春長女) 更生部落
- ☆米谷智昭 (昇 2男) 上派立
- ☆田村真嗣 (重蔵2男) 野崎
- ☆桑田節子 (政一2女) 下派立
- ☆古川真由美 (忠義長女) 川端町
- ☆中村晴美 (利宗長女) 下柏木町
- ☆死んだ人
- ☆竹内みゑ (七〇) 朝日町
- ☆角田ヤス (八四) 朝日町
- ☆中谷いよ (七五) 川倉
- ☆三瀧五平 (四九) 川倉
- ☆浅利勝雄 (六一) 川倉
- ☆津島たま (六〇) 山道町
- ☆葛西タミ (五六) 山道町
- ☆秋元浅次郎 (六七) 神原
- ☆津田要次郎 (八五) 新誠町
- ☆津田エイ (八七) 新誠町
- ☆齋藤キエ (七八) 下古町
- ☆野戸谷サダ (三五) 下鍛冶町
- ☆木下利吉 (七三) 新提町
- ☆嶋海トキ (六五) 上古町
- ☆成田万次郎 (七五) 上古町
- ☆秋元由太郎 (七四) 川端町
- ☆伊丸岡ミエ (六一) 下派立
- ☆古川春光 (二一) 下柏木町
- ☆古川勝太郎 (六八) 野崎部落
- ☆古川方利 (八三) 野崎
- ☆岡田和江 (七六) 双葉町
- ☆宮崎いな (七七) 野崎
- ☆田村みよ (五九) 野崎
- ☆今 雄一 (六〇) 南本町